

特定家畜伝染病防疫指針留意事項の改正の方向性（案）について

<高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ>

1. モニタリング調査について

定点モニタリングについては、検査対象とする感染リスクが比較的高い地点の具体例を明記するとともに、強化モニタリングについては抽出検査の検査対象農場数を明記する（留意事項 3、6）。

2. 農場での簡易検査の実施について

農場で実施する家きんを対象とした簡易検査について、対象ごとに検査部位を明記する（留意事項 12）。

3. 化製処理場における交差汚染防止対策の実施について

発生農場と非発生農場の双方からの搬入先となる化製処理にて、実施すべき具体的な交差汚染防止対策を明記する（新設）。

4. 非商用農場における発生対応について

小規模農場で発生が確認された場合、非商用農場に該当するか判定するための具体的事項を明記するとともに、農場における防疫措置を明記する（新設）。

5. 移動制限区域内の家きんの食鳥処理場への出荷について

移動制限区域内の農場の家きんについて、制限区域等内の食鳥処理場へ出荷する場合の要件を明記する（新設）。

6. 疫学関連家きんの食鳥処理場への出荷について

疫学関連家きんの制限区域等内の食鳥処理場への出荷する場合の要件を追記する（留意事項 56）。

7. あひる（あいがも含む。）及びほろほろ鳥が高病原性鳥インフルエンザの疫学関連家きんと判定された場合の移動制限解除のための検査について

移動制限解除の検査について、検査方法・検査羽数を明記する（新設）。

8. モニター家きん導入前の環境検査について

具体的な採材場所、検査方法を明記するとともに、環境検査で陽性となった場合の対応を明記する（新設）。

9. 疫学調査における環境サンプル等の検査及び採取について

発生農場における疫学調査の目的、方法等について具体的に明記する（新設）。

<豚熱>

1. 豚熱ワクチンに係る書類の更新について

ワクチン接種プログラムの更新、接種農場と非接種農場の双方からの出荷先となると畜場の交差汚染防止対策の確認、ワクチン接種実績の報告は 1 年に 1 度とする（留意事項 17、31、33）。

2. 高度な隔離・監視下にある豚等の要件について

高度な隔離・監視下にある豚等としてワクチン接種対象から除かれた豚等の移動先となる施設の要件を明記する（留意事項 21）。

3. 接種農場の免疫付与状況等確認検査

接種適齢期の検討と適期での確実な接種を確認することを目的として実施する抗体検査実施頻度を再検討する（留意事項 28）。

4. 浸潤状況を確認するための調査におけるエライザ検査で陽性又は疑陽性が確認された農場の移動制限を解除するための要件

ワクチン非接種農場で飼養されている豚等を対象とした浸潤状況を確認するための調査において、陽性又は疑陽性が確認された場合には、当該調査で陽性となった個体及びそれと同居する豚等について、調査後の立ち入り検査（臨床症状の確認・血液検査・遺伝子検出検査）で陰性が確認されるだけでなく、当該立ち入り検査から 14 日経過した後に再度立ち入り検査を行い、陰性が確認された場合において、陽性又は疑陽性となった豚等の移動制限及び当該農場への関係者以外の者の立入制限が解除されることとする（留意事項 43）。

5. 発生農場における豚等の排せつ物処理について

発生農場の浄化処理施設を稼働させながら豚等の排せつ物の処理を行う場合について追記する（新設）。

<口蹄疫>

1. 死体の処理の完了について

他指針に記載されている項目の追記（新設）。

<アフリカ豚熱>

1. 発生農場における豚等の排せつ物処理について

発生農場の浄化処理施設を稼働させながら豚等の排せつ物の処理を行う場合について追記する（新設）。

2. アフリカ豚熱の診断のための検体の保存方法と輸送方法について

アフリカ豚熱の感染が確認されている又はそのおそれが高い地域における野生いのしからの採材は、原則耳介のみとする旨修正する（留意事項 59）。

<全指針共通>

1. 病性鑑定依頼書について

疾病の診断のため、検体等を動物衛生研究部門に送付する際に、病性鑑定依頼書は電子メールで提出することとする（HPAI：留意事項 17、CSF：留意事項 42、46、FMD：留意事項 10、ASF：留意事項 17、59）。